

始良市指定ごみ袋有料広告掲載仕様書

始良市指定ごみ袋有料広告掲載について、以下のとおり仕様を定める。

1 掲載期間

始良市有料広告掲載審査会が広告の掲載を決定した日の属する年度の翌年度4月1日から翌年3月31日までの間に作成する指定ごみ袋に広告を掲載する。

2 指定ごみ袋の種類及び発注予定数量

(1) 種類

可燃ごみ用（黄色大）

(2) 発注予定数量

約 2,600,000 枚

3 指定袋の作成に係る条件

- (1) 1の掲載期間内に作成する指定ごみ袋について、有料広告掲載を行うものであることから、在庫等の状況により、掲載期間外であっても有料広告掲載された指定ごみ袋が小売店で販売されることがある。
- (2) 1の掲載期間内であっても、有料広告掲載のない指定ごみ袋が小売店で販売されることがある。
- (3) 2の発注予定数量は、過去の実績等を参考に示した予定数量であり、実際の作成については、在庫等の状況を考慮し、市長が決定した数量により作成を行うものである。よって、発注予定数量分の指定ごみ袋の作成を確約するものではない。
- (4) 広告掲載を印刷する位置は、広告掲載が決定した広告主の抽選により決定する。
- (5) 申込者は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなければならない。また、広告原稿の提出後は、当該原稿の差替えを認めない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、市と申込者が協議の上、定めるものとする。